

5 - 46 窓ガラス

5 - 46 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の窓ガラス（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び20km/h未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあつては、前面ガラス）は、視認等その他適切な方法により審査したときに、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラス-プラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）でなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。（保安基準第29条第1項関係、細目告示第195条第1項関係）
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。（細目告示第195条第1項関係）
- (3) 自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、強度等に関し次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第29条第2項関係、細目告示第195条第2項関係）
- 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
- 容易に貫通されないものであること。
- (4) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者より後方の部分を除く。）は、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第29条第3項関係、細目告示第195条第3項及び第4項関係）
- 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。
- (5) 次に掲げる範囲は、(4)の「運転者席より後方の部分」とする。（細目告示第195条第4項関係）
- 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。
- (6) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(3)及び(4)の基準に適合するものとする。（細目告示第195条第8項関係）
- (7) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の

規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(3)及び(4)までの基準に適合するものとする。(細目告示第195条第9項関係)

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE規格No.43に基づくもの	FMVSS No.205及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの
(1) (2)以外の前面ガラス	L	^{II} Ⓔ43R- , ^{III} Ⓔ43R- , ^{IV} Ⓔ43R- ,	AS1, AS10 (※), AS14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, <u>L</u> , Z, T	^I Ⓔ43R- , ^{II} Ⓔ43R- , ^{III} Ⓔ43R- , ^{IV} Ⓔ43R- , ^V Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14
(3) 側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, <u>L</u> , T	Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	L, <u>L</u> , T	^V Ⓔ43R- , ^V Ⓔ43R- ,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS 11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

5 - 46 - 2 欠番

5 - 46 - 3 欠番

5 - 46 - 4 適用関係の整理

4 - 46 - 4 の規定を適用する。